

公布された規則のあらまし

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 33 号）

- 1 証紙売りさばき人の証紙の買受けに関する手続について定めることとした。（第 13 条の 2 関係）
- 2 証紙の返還に伴う現金の還付について、預金又は貯金への振込みの方法によることができることとした。（第 15 条関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。